

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	出荷	共通	農場経営管理

番号	取組事項
11	出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。

A. 解説

出荷する農産物には、食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示します。さらに、納品・取引先には、農場名、商品の情報（数量、規格等）、出荷日もしくは納品日を情報として提供します。この農場名と出荷日は、取引先からの問い合わせに答えられるよう、各種記録に紐づけます。クレームが発生した場合、再発防止のための原因の追及と、被害を最小限に食い止めるために出荷した農産物の回収が必要になります。そのために記録を紐づけ、トレーサビリティを確保します。

トレーサビリティには 2 つの方向があり、ひとつは、事故品から原因となった作業、場所等を特定するために記録を使って辿る作業です。もうひとつは、原因となった作業、場所と同じロットの農産物をどこに出荷したか、記録を使って辿る作業です。この双方向を辿ることができてはじめてトレーサビリティが確保されている状態になります。

農産物と出荷、出荷と収穫、収穫と栽培（防除、施肥、種苗管理等）の記録を日付やほ場名、品種名等で紐づけ、付帯する衛生管理（作業者の体調、手洗い、消毒液濃度等）、品質管理（温度や湿度、保管期間等）の記録とも関連付けることができれば、出荷した農産物の詳細な履歴を辿ることができるようになります。

なお、クレーム対応や商品回収の範囲を決めるために、出荷、収穫の記録について 1 ロットをどのように設定するかが重要です。1 日 1 ほ場を 1 ロット、1 日複数ほ場を 1 ロット、複数日 1 ほ場を 1 ロットなど、農場によって考え方は異なります。ロットの単位を小さくすればするほど、日頃の記録は多くなりますが、問題発生時の原因特定がしやすくなり、出荷停止や回収の範囲は最小限にとどめられます。ロット単位を大きくすれば、日頃の記録はしやすいですが、問題発生時に出荷停止、回収の範囲が大きくなってしまいます。バランスの取れたロット単位を設定する必要があります。

経営方針に従ってロットの考え方を決めたら、日数やほ場の単位＝ロットごとの収穫量、そして調製作業による廃棄量を記録します。こうした一連の記録により、製品の歩留り、秀品率等を把握できるようになりますし、計画と実績を比較し、次期作の計画を立てる際や経営改善にも役立てることが可能になります。

農場では、他の農場の生産工程の一部を請け負うこと、委託すること、また他の農場の農産物を購入して販売、流通することもあります。その場合、他農場の農産物と自農場の農産物とが混ざらないように識別（農場の別を表示）するか、混合したことを記録する必要があります。

生産工程の一部を外部に委託する場合には、農産物のうち、どれが外部に委託した

ものか、把握できるようにしておきます。具体的には、定植するほ場を分ける、定植日・収穫日を分ける、委託する品種と自作する品種を分けるなどします。こうすることで、外部委託先がこちらの要求通りの栽培管理の能力を有するか、評価することができます。また、外部委託又は購入した農産物＝出荷物については、品種別に分ける、出荷先を分ける、伝票や包装に荷印を付けるなどして、識別できるようにしておきます。外部には識別できない方法でも構いません。

もちろん、農場の農産物と、購入又は外部委託した農産物を混合して出荷しても構いませんが、その場合、出荷した農産物へのクレームが、農場の管理によるものなのか、購買先・外部委託先の管理能力によるものなのか、判別できなくなります。混合する場合は、そのまま農場の責任としてクレームに対応する覚悟が必要です。

農産物の出荷や収穫等に係る記録は、番号7と同様、一定期間保管しましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
11-1	農産物へのクレームに対し記録を辿ることができず、原因を把握することができなかつたため、次期作でも同種の事故が再発。	出荷する商品の段ボール、袋やフィルムに農場名を記載する。 出荷伝票に農場名と日付を記載する。 出荷伝票の日付と農産物の調製、収穫、栽培等の記録を紐づける。 トレーサビリティが確保されているか、記録を辿って確認する。
11-2	食品安全にかかわる事故が発生したほ場を特定できなかつたため、全ほ場の農産物の出荷を一定期間停止。	トレーサビリティが確保されているか、出荷記録、収穫記録、栽培・防除記録を使って照合可能か、日常的に点検する。 辿ることができない記録を把握し、補充、追加する。 回収対象の範囲と損失を考慮し、ロットの単位を決定する。 出荷記録と紐づく調製作業、収穫記録、防除記録を作成し保管する。
11-3	残留農薬基準違反が発覚したが、出荷先が特定できず、全ての農産物を回収する事故が発生。	トレーサビリティが確保されているか、収穫記録、栽培・防除記録を使って照合可能か、日常的に点検する。 辿ることができない記録を把握し、補充、追加する。 回収対象の範囲と損失を考慮し、ロットの単位を決定する。 出荷記録と紐づく調製作業、収穫記録、防除記録を作成し保管する。

番号	【具体例】	【想定される対策】
11-4	農産物へのクレームに対し、購買品と農場の農産物との判別ができず、原因を把握することができなかつたため、次の納品でも同種の事故が再発。	出荷伝票、商品に識別可能な荷印をつける。 商品、出荷伝票から農場、購買品、外部委託工程のある農産物の照合ができるようにする。 トレーサビリティが確保されているか、記録を辿って確認する。

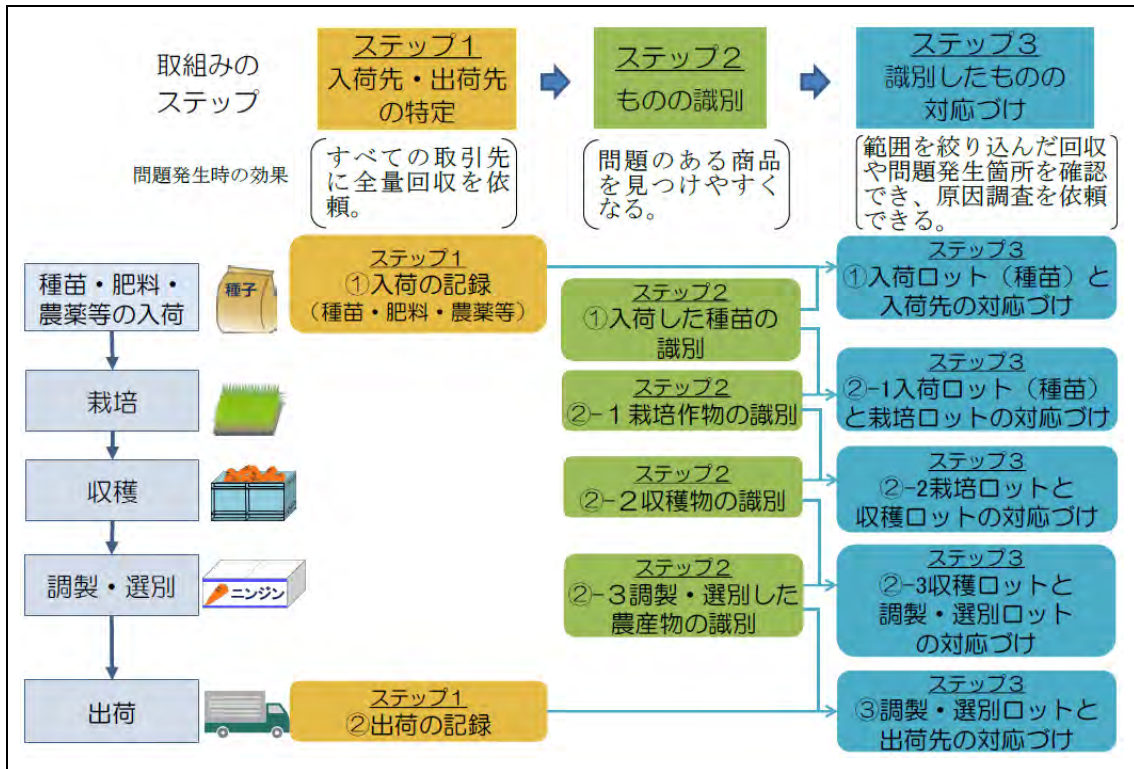


図1 生産者による取組のステップと要素

出典：農林水産省「食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」」



図2 トレーサビリティの実践

出荷する農産物には、出荷先／行き先、用途、日付、数量等を明示し、取り違いが発生しないように管理します。

どのほ場から、どの農産物がどのくらいの量を収穫されたか、農場の規模や事故時の回収等のリスクにより自ら記録の単位と内容を決めます。



図3 出荷記録と現物の照合

C. 関係する法令等

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・ 食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- ・ 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
12	工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。

A. 解説

農場で農産物を生産し、取引先に納品するまでの間、外部の事業者等に工程の一部を委託することがあります。その場合、農場の経営者又は責任者は、工程を委託する事業者が農場のルールを遵守できる能力を有しているか評価し、実際に遵守していることを点検・確認することを、委託先に合意してもらうことが重要です。また、農作業等を支援するサービスの提供事業者が表示すべき情報等の指針を定めているので、こういった情報も活用しながら委託する事業者を選択しましょう。

例えば、農場ではGAPをしっかりと行っていたとしても、外部委託した工程の衛生管理が不十分では、食品安全を確保することはできません。そこで、外部委託先に対しても、食品安全、労働安全、環境保全等の各分野について、GAPに基づいて農場が策定したルールに基づく管理を行ってもらうことが必要です。どの工程を委託するのか、食品安全、労働安全、環境保全等を確保するためにどのような対応（ルール）を行うのか、ルールに違反した場合の措置、定期的な点検の受入れなどを取り決めた契約を農場と外部委託先で交わします。農場の責任者は、契約に基づき、定期的に外部委託先に赴き、ルール通り作業を行っているか確認・点検します。適切な作業を行っていない場合は改善を要求します。

なお、GAP認証の審査では、審査機関が外部委託先を審査する場合があります。審査の際には、外部委託先にそのことを伝達しておきましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
12-1	外部委託先の管理不足による異物混入事故が発生。	委託する工程を明示し、衛生管理（食品安全の確保）の手順を守る合意を得る。 定期的に遵守状況を確認する。
12-2	外部委託先が決められた手順を守らなかったことによる、農産物の汚染事故が発生。	外部委託先に赴き、決められた手順で作業をしているか確認する。 外部委託先が作成している記録を確認する。

C. 関係する法令等

- ・農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
13	食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。

A. 解説

農場は単独で生産工程を管理しているわけではなく、外部事業者が提供するサービスや資材等を利用して農産物の生産に当たっています。

一つは、外部の検査分析機関です。農場での生産工程管理のためのルールを定め、そのとおりに実行しても、そもそもルールを策定する際に利用した情報やデータが誤っていた場合や、ルールの内容が不十分な状態では、事故を未然に防ぐことができません。そのため、信頼できる外部分析機関等を活用して、農産物の残留農薬や放射性物質、病原性微生物、重金属等の検査、土壌や水質の分析等を行って、工程管理が必要かどうか、ルールの内容や効果が十分か、法令で定められた基準や仕様書等に適合しているかどうか、科学的な根拠に基づいて検証することが必要です。

外部の検査分析機関については、信頼できる検査機関として厚生労働省の登録検査機関や試験所認定の国際規格である ISO/IEC 17025 の認定機関を活用します。

もう一つは、資材等の購入先や、エネルギー等の供給事業者、取引先です。農業を行う上では様々な原料・資材、エネルギーを購入し、使用します。その原料・資材の安全性や安定性、エネルギー等の安定供給に問題があった場合、安全な農産物を安定的に生産できません。適切な原料・資材、エネルギー等を安定して調達するために、信頼できる事業者から仕入れることが必要です。

資材やエネルギーの取引先に関しては、安全性の担保や安定供給できる事業者かどうか、関係法令等に基づいて登録されている事業者かどうか、信頼性を評価します。行政からの情報、周辺農業者、同業者からの評価等を参考に、信頼できる業者を選定し、選定した業者に、問題が発生していないか継続的に情報を収集、評価します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
13-1	仕入先業者の経営が危なくなり資材の納品が遅滞。	行政からの情報や同業者等からの情報入手を怠らない。
13-2	残留農薬検査値の間違いにより、残留農薬基準違反を見逃す事故が発生。	ISO17025 認定機関、厚生労働省登録検査機関である検査機関に分析を依頼する。 検査機関の登録、認証の範囲を確認する。
13-3	取引先の乱雑な取扱いにより、農産物に破損事故が発生。	取扱いに関する契約書、覚書等を締結する。 取引先の作業の状況を定期的に点検する。 作業の状況の記録、提出を求める。 事故が発生した場合の処置を合意しておく。

番号	【具体例】	【想定される対策】
13-4	取引先の倉庫での管理が不十分なため、農産物の盗難が発生。	保管に関する契約書、覚書等を締結する。 取引先の保管の状況を定期的に点検する。 保管の状況の記録、提出を求める。 事故が発生した場合の処置を合意しておく。

C. 関係する法令等

- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
14	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。

A. 解説

クレームが発生した時には、できる限り迅速に対応します。そのため、クレームの受付から、原因の調査、事後対応を決めるための手順を明確にしておきます。受付からクレームの分類、即時の対処、原因調査、連絡や補償、回収等の対応、再発防止の検討など、具体的な手順を定めたら実際に機能するかテストを繰り返します。テストを繰り返すことによって、手順の欠陥（例えば責任者不在の場合は、回収判断ができない等）を洗い出し、実際に役立つ手順に見直します。

一方、内部で気付いた、発覚した農場のルール違反についても、迅速に処置できるような手順を定めておきます。まず違反により生じる農場経営に及ぼすリスクの程度の判断、続いて程度によって、違反に対する口頭での注意、再教育、ルール違反時の農産物の再検品、廃棄、回収等の処置、ルールの見直しなど、具体的な手順を定め、実際に機能するかテストを繰り返します。

こうしたクレーム及び農場のルール違反の発生時に、迅速かつ適切に事後対応措置をとらないと、農場は信用を失いかねません。その場しのぎに終わらせることなく原因を追及し、再発防止に活用します。問題が発生してから対応手順を考えていては間に合いません。事前に、クレーム及び農場のルール違反に対応するための手順を明確にしておきましょう。なお、法令違反に該当する可能性がある場合には、必ず規制当局等の関係機関に連絡、相談をします。

クレーム対応の手順については、以下を参考にしてください。

- ① クレームや商品に関する異常の発生時に、誰に連絡するか決めておく
- ② 状況及び影響の把握（商品回収の必要性の判断を含む）
- ③ 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む）
- ④ 原因追及
- ⑤ 再発防止策の検討
- ⑥ 取られた再発防止策の効果に対する検証
- ⑦ 商品回収等のテスト

農場のルール違反が発覚した場合の手順については、以下を参考にしてください。

- ① 状況及び影響の把握
- ② 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む）
- ③ 原因追及
- ④ 是正処置

GAP では、農場内の作業の手順（農場のルール）を定め、遵守することにより食品安

全や労働安全などを確保します。つまり、農場のルールが守られなかった場合には、食品安全や労働安全などが脅かされていることとなります。そのため、農場のルール違反への対応手順も前もって用意しておきましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
14-1	商品の腐敗によるクレームが発生したが処置に時間を要し取引を停止される事案が発生。	商品のクレーム対応の手順を明確にする。 手順に基づき、原因追及、再発防止策を検討し、取引先に迅速に報告する。 クレーム対応の手順が機能するか、処置にどれほど時間を要するか、テストを行う。 テスト結果を活用し、手順を見直す。
14-2	農場の手洗いルールを守っていない作業員に対し、違反として処置しなかったため違反を繰り返す、農産物の汚染事故が発生。	農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にする。 農場のルールを周知徹底する。 事故発生時は原因追及と再発防止策の検討により再発を防ぐ。
14-3	農場のヘルメット着用のルールを守らない作業員に対し、違反として処置しなかったため、農作業事故が発生。	農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にする。 農場のルールを周知徹底する。 事故発生時は原因追及と再発防止策の検討により再発を防ぐ。

	<p>本来の出荷用の品質を満たしていない農産物は、どのような用途に使用するか明示し、他の用途に使用する農産物と混合されないように管理(=「農場のルール化」)します。その際には、どのような事故品が、どのくらいの量発生し、どのように処分したのか、適切に記録しておきます。</p> <p>このルールが守られないと、商品事故が発生する原因となります。</p>
<p>図 商品事故の防止措置</p>	

C. 関係する法令等

- ・ 製造物責任法 (平成 6 年法律第 85 号)

区分	農業生産工程段階	品目	分野
Ⅲリスク管理	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
15	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。

A. 解説

GAPに取り組むと、事故が起こる可能性や程度は小さくなりますが、リスクがゼロになることはありません。また、発生の予想が難しい自然災害等に遭遇する可能性もあります。

近年、自然災害（台風・大雪）等が多発しており、そうした災害等が発生した場合においても、企業や組織にとって、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図ることは非常に重要です。そのためには、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておくBCP（事業継続計画）を策定しておくことが有用です。

そうした中、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、農林水産省において「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しているため、こうしたフォーマットを活用しながら事前に対策を考え、事故や災害等に備えましょう。

また、万が一の事態への備えとして、保険を利用することも検討しましょう。農林水産省では、収入保険と農業共済の2つの農業保険を用意しています。農業保険は公的な保険であり、保険料の一部を国が補助しています。

収入保険は、原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します（青色申告を行っている方が対象）。また、農業共済は、米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受けた損失を補償します（全ての農業者が対象）。

事故発生時の農協の共済、車両の保険など、民間の保険も検討し、リスクに見合った補償を得られる仕組みを整えておきましょう。また、日本では、農産物は製造物責任法（PL法）の対象外（農産加工品は対象）ですが、農産物を輸出する際は、輸出相手国側で対象に含まれている場合がありますので注意が必要です。また、農産物はPL法の対象外であっても、生産した農産物を原因とする食中毒が生じた場合には、被害者、出荷先、納入先に対して民法上の損害賠償責任を負う可能性があります。そうした食中毒発生時の賠償責任に備えた民間の保険への加入も検討します。

B. 具体例と想定される対策


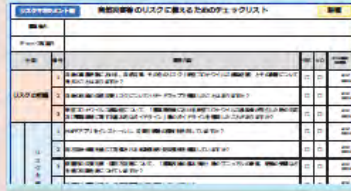
番号	【具体例】	【想定される対策】
15-1	台風により倉庫が浸水し、農産物が出荷不能。	収入保険に加入する。 農業保険による補償の適用を受ける。
15-2	自然災害に遭遇後、復旧に時間がかかり、事業再開が遅延。	「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」を活用するなどして、リスクマネジメントの実施や事業継続計画（BCP）の策定を行う。
15-3	事故により従事者作業に従事できない事態が発生。	他の従業員が兼務できるよう、普段から業務のシェアを実施する。

**自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト
【リスクマネジメント編】の活用方法**

このような時のためにご活用下さい


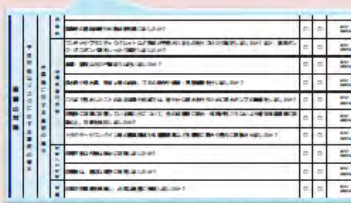
ケース1 日頃からリスクに備えるために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「リスクの把握」「予防」の分類項目を用いて、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックできます。
例えば、「MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか」などのチェック項目があります。

ケース2 台風等襲来の直前対策のために

チェックリスト「リスクマネジメント編」の「直前対策」の分類項目を用いて、台風等に特化して直前に備えておくべき項目についてチェックできます。
例えば、「トラクターやコンバイン等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか」などのチェック項目があります。

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト 【事業継続編】と農業版BCPの活用方法

このような時のためにご活用下さい

ケース3 被災後の復旧・事業継続のために

チェックリスト「事業継続編」を用いて、被災後の事業継続の観点から、インフラや経営資源等、事前に被害を想定し、対策しておくべき事項についてチェックできます。

例えば、「収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますが」などのチェック項目があります。



項目	確認	対応	備考
収入保険の補償内容を理解しているか			
収入保険に加入しているか			
収入保険の補償内容を理解しているか			
収入保険に加入しているか			
収入保険の補償内容を理解しているか			
収入保険に加入しているか			
収入保険の補償内容を理解しているか			
収入保険に加入しているか			
収入保険の補償内容を理解しているか			
収入保険に加入しているか			

さらに、チェックリスト「事業継続編」の各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、農業版BCPが作成されます。（農林水産省ホームページに掲載しているEXCEL版のチェックリストを活用すると作成がスムーズです。）



項目	内容	備考
収入保険の補償内容を理解しているか		
収入保険に加入しているか		
収入保険の補償内容を理解しているか		
収入保険に加入しているか		
収入保険の補償内容を理解しているか		
収入保険に加入しているか		
収入保険の補償内容を理解しているか		
収入保険に加入しているか		
収入保険の補償内容を理解しているか		
収入保険に加入しているか		



BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

出典：農林水産省「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」

C. 関係する法令等

- ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- ・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）
- ・製造物責任法（平成6年法律第85号）
- ・農業保険法（昭和22年法律第185号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	人権保護

番号	取組事項
16	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。

A. 解説

経営資源の中で最も重要な要素が“人”です。基本的人権が守られていない農場では、作業者の不平や不満が高まり、手抜き、サボタージュ、散漫な行動等により、食品安全を脅かす事故や労働災害につながる可能性があります。

労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供すれば、生産性の向上が期待できます。そうした環境を整えるために、まず人の多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによって差別や偏見がない職場環境をつくります。

「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」等の法令に則り、適切な手段で労働力を調達し、雇用条件を提示して納得してもらった上で、気持ちよく働いてもらえるようにしましょう。繁忙期の就業時間や休日、連続勤務等の特別な条件がある場合には、労働者との間でしっかりと話し合って合意してください。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
16-1	法令に基づく雇用条件を守らない雇用により、従業員の不定着が常態化。	労働条件を提示し、遵守する。 雇用に関し、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士に相談する。
16-2	作業者の差別待遇により作業者間の関係が険悪化。	作業者を差別しない。 人権に関する教育を実施する。

C. 関係する法令等

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- ・職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 103 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV人的資源	全般	共通	人権保護

番号	取組事項
17	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。

A. 解説

<p>外国人技能実習生、特定技能などの在留資格の種類により、受入れのための手続きが異なります。外国人雇用の際に必ず適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認するとともに、制度を理解し、関係機関と相談して準備を進め、ハローワークへ必要な届出を行います。</p> <p>また、外国人技能実習生など住込みで働く作業者がいる場合、毎日元気に働くことができるように快適な住環境を提供します。電気、水道、ガスなどのインフラは元より、寒すぎず暑すぎず、ゆっくり静かに休むことができる環境を整えましょう。</p> <p>労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の規定は、外国人も日本人と同様に適用されます。農場経営者は、外国人労働者にも日本人労働者に対するものと同等の労務管理が義務付けられていることに留意してください。労働基準法第三条により外国人であることを理由に労働条件について日本人労働者と異なる不当な差別を設けることは禁止されており、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」にも同様の内容が盛り込まれています。</p>

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
17-1	不法滞在外国人の雇用によるトラブルが発生。	在留資格の確認。適切な資格を持った外国人の制度に則った受入れ。受入れ及び離職時のハローワークへの届出。
17-2	外国人技能実習生受入れの手続き不備が発生。	制度の確認。外国人技能実習機構への相談。
17-3	住居の冷暖房不備による従業員体調不良、それに起因する農産物の病原菌汚染が発生。	快適に住める住居の提供。

C. 関係する法令等

- ・ 農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成 25 年農林水産省経営局就農・女性課長通知）
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
- ・ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）
- ・ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- ・ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV人的資源	全般	共通	人権保護

番号	取組事項
18	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。

A. 解説

家族経営の農場では、みんなが意欲をもって取り組めるようにするため、経営方針や家族間で一人一人の役割と責任、給与の支払いといった収益の分配、労働時間・休日などを明確にし、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることで、継続的な家族経営につながります。

このような環境整備を実現するために、次の3つのステップについて段階的に取り組んでいきましょう。

- ① 経営方針、役割分担等について、家族内で話し合いを行う。
- ② 話し合った内容について、できるだけ文書化し、家族内で共有する。
- ③ 文書化した内容について、家族経営協定の締結を検討する。

①について、まずは、家族一人一人がお互いによく話し合いを行うことが重要です。どのような目標に向かい、家族の構成員がどのような役割を担い、どの分野に責任を持ち、どのように評価するのかを明確にすることで、家族のやる気を引き出すことにもつながります。

②については、①で話し合った内容を文書化し、これを共有することで、家族内での誤解や争いを未然に防ぐことができます。また、状況の変化に応じ、家族内で共有した内容を更新することが容易となるので、話し合った内容を文書化することを検討しましょう。

③については、②で文書化したものについて、第三者の立ち合いの下で、家族経営協定を締結することができます。これにより、家族一人ひとりが尊重される家族関係が構築され、次の世代にスムーズに引き継いでいくことができるほか、法人化へのステップや経営改善のツールとしての効果が期待できます。さらに、下記のとおり制度上の優遇措置が講じられています。家族経営協定の締結に当たっては、都道府県の普及指導センター等や農業委員会などが立合人となることや、これらの機関から締結内容や実践に向けてのアドバイスを受けることができますのでご利用ください。

【家族経営協定の締結による制度上の優遇措置について】

農場の運営に携わっている女性農業者に対しては、家族経営協定を締結することで、次のような優遇措置が講じられています。

- ・共同経営を行っている場合、家族経営協定の締結等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請を認めています。
- ・農業者年金の被保険者である認定農業者等の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者等が所定の要件を満たせば、基本となる保険料に

対し一定割合の国庫助成が行われます。

- ・個別経営で加工分野、新作物分野、新技術にチャレンジしようとしている配偶者が農業改良資金、農業近代化資金等の資金の貸付を受けようとする場合は、家族経営協定を締結していることを要件の一つとしています。
- ・家族経営協定において、経営内での役割分担が明確化され、夫婦共に経営方針の決定に参画する等の共同経営主であることを確認できる場合には、農業委員会の農地のあっせん名簿にその両者を登録します。

女性の意見を取り入れることは、公正で多様性に富んだ活力ある農業の実現にもつながるので、積極的に取り入れていきましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
18-1	家族の話し合い不足により、役割が不明確になり農薬の過剰散布が発生。	家族で話し合い、役割を決める。 家族の合意の下、役割等を含む家族経営協定を締結する。
18-2	作業に見合った見返りがなく不満が増加し、手抜きによる事故が発生。	家族で話し合い、報酬等を決める。 家族の合意の下、報酬等を含む家族経営協定を締結する。

川村家の約束事～家族経営協定書～

【スローガン】田茂木野ならではの特性を活かした農業へのチャレンジと、家族が協力しあってゆとりと楽しみのある農業を目指す

第1条 [我が家の営農・生活目標]

- (1) 我が家の農業経営の発展のため、各自はそれぞれの能力を発揮し、お互いの責任と協力で健康でゆとりある明るい暮らしを実現することを目的とする。
- (2) 担当部門と主な内容は次のとおりとし、家事についてできる限り協力しあう。

	部門	主な内容
経営主	果樹・野菜	果樹・野菜の栽培管理、経営全般総括、簿記記帳、税申告、家事協力
経営主の妻	りんご・野菜、観光農園	りんご・野菜の栽培管理、販売、雇用管理、体験受入、家計管理、高齢者の送迎、食事の支度、育児、家事全般
後継者	花卉・りんご・野菜	花卉・りんご・野菜の栽培管理、販売、育児
後継者の妻	観光農園・花卉	体験カフェ運営、体験受入、加工、販売、花卉の販売管理、食事の支度、育児

- (3) 家族はお互いにプライバシーを尊重しあう。
- (4) 定期健康診断を受けるなど健康管理に気を配る。

第2条 [家族会議の開催]

- (1) 家族会議は、年1回(12月25日)総括会議を開催し、当該年度の農業経営及び生活について確認し、今後の方針等を話し合う。この際、1年間の家計報告も行うものとする。
- (2) 毎日、始業前にミーティングを行い、各自の農作業進捗状況や作業調整等について話し合う。

第3条 [労働時間及び休日に関すること]

- (1) 1日の労働時間は、原則として8:00～17:00までとする。／休憩:12:00～13:00／休息:午前・午後、それぞれ15分
- (2) 休日については、原則として月2回(2週間に1回)とする。但し、農繁期(5月～11月)は、作業の進捗状況にあわせて家族で話し合いをして決める。

第4条 [労働報酬に関すること]

- (1) 経営主は後継者はじめ家族に対して報酬を現金で支

払うものとする。

経営主の妻 年間〇〇円
 後継者 年間〇〇円
 後継者の妻 年間〇〇円

- (2) 収益が予想を上回った場合や著しく低下した場合は、家族間で協議し、その額を変更することができる。
- (3) このほか、ボーナス等は半年毎に収益により家族が相談して決める。

第5条 [家計費に関すること]

家計費は経営主が負担し、家計管理は経営主の妻が行い、その収支について家族に報告する。

第6条 [研修と福利厚生]

- (1) 各自の能力向上のため、各種研修会等へはできるだけ参加するものとする。
- (2) 家族のリフレッシュのため、年1回は家族旅行を行う。

第7条 [経営・家計移譲等に関すること]

- (1) 経営・家計移譲については、後継者夫婦の意向を踏まえながら、今後、経営主夫婦が検討して決める。
- (2) 夫婦の老後や介護等の生活設計については、今後、話し合いを深め、準備するものとする。

第8条 [その他]

この協定書に規定されている以外の事項が生じた場合は、その都度家族間で協議のうえ決定するとともに、必要に応じて立会人に相談する。

(付則)

- (1) この協定書は、平成××年××月××日から実行する。
- (2) この協定書の有効期限は実施日より1年間とし、異論がない場合は、自動的に更新されるものとする。

平成 年 月 日

協定締結者

住所:〇〇〇〇〇×××××

経営主 A
 経営主の妻 B
 後継者 C
 後継者の妻 D

印
 印
 印
 印
 印
 印

立会人 立会人 E
 立会人 F

図 家族経営協定書の例(親・後継者間)

出典:日本農業法人協会「さあはじめよう!イキイキ家族の/「家族経営協定」スタートブック」

C. 関係する法令等

- ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について(平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知)

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV人的資源	全般	共通	人権保護

番号	取組事項
19	労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。

A. 解説

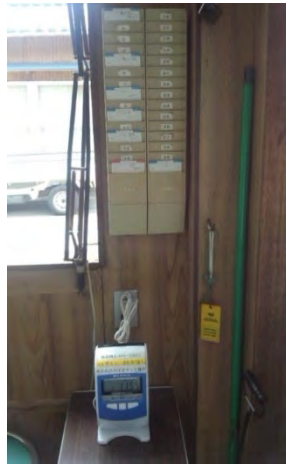
番号 16 で適切に労働者を雇用したら、労働条件を遵守していることが分かるよう記録を残しておく必要があります。いわゆる「法定三帳簿」と呼ばれる、労働者名簿や賃金台帳、出勤簿がそれにあたります。これらを適切に整備していない場合、労働基準法違反となる場合があります。

また使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施し、実施内容を記録します。労働組合・労働者の代表による団体交渉権を確保します。

農場の経営者は、締結した協約・協定を遵守し、作業者の待遇への不満を吸い上げるように努めましょう。労使間でコミュニケーションをとり、不平や不満を把握して、改善する努力をすることで、意図的な食品事故や職場環境の悪化を防ぎます。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
19-1	労働者名簿や出勤簿の不備による労働基準法違反が発生。	法定三帳簿を適切に整備する。 適宜、労働基準監督署、社会保険労務士に相談する。
19-2	待遇に不満のある作業者により、農産物への意図的な異物混入事故が発生。	従業員と雇用者の両者間での話し合いを行う。 話し合いにより従業員の不満を聞き、改善する。 話し合った内容を記録する。

	<p>農業も労働関係法令の適用を受けます。</p> <p>社員、パート従業員の労働時間を適切に記録し、労働条件が劣悪にならないように管理します。</p>
<p>図1 タイムカードの設置</p>	

帳簿の名称	記載項目	保存期間・起算日	様式
労働者名簿 (第107条)	①労働者氏名、②生年月日、履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑧雇用年月日、⑨退職や死亡年月日、その理由や原因	5年 労働者の死亡・退職・解雇の日	様式19号(記載内容に漏れがない場合は、様式第19号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
賃金台帳 (第108条)	①労働者氏名、②性別、③賃金の計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と額	5年 労働者の最後の賃金について記入した日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	様式20号(常用)、様式21号(日雇) (記録内容に漏れがない場合は、様式第20号・21号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
出勤簿等 (第108条関係)	①出勤簿やタイムカード等の記録、②使用者が自ら始業・終業時刻を記録した書類、③残業命令書及びその報告書、④労働者が記録した労働時間報告書等	5年 労働者の最後の出勤日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	任意

図2 法定3帳簿(労働者名簿・賃金台帳・出勤簿)

C. 関係する法令等

- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・労働組合法(昭和24年法律第174号)
- ・労働契約法(平成19年法律第128号)

区分	農業生産工程段階	品目	分野
IV 人的資源	全般	共通	農場経営管理

番号	取組事項
20	作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。

A. 解説

<p>「農場のルール」は作っただけでは意味がありません。関係者全員が、そのルール（手順）に従って作業を進めることにより、農産物の食品安全や農場の労働安全などが確保されます。</p> <p>各担当の責任者は、担当範囲のルールについて作業者を教育し、実践できるようになるまで訓練します。日本語をよく理解できない外国人雇用者にも、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教えましょう。</p> <p>その他、農場のリスク管理の水準を上げるため、関連する講習の受講を促進したり、資格の取得を進めたりすることも大切です。自治体、関連機関、組織等が行っている講習等に積極的に参加し、農場の管理能力向上を図ります。</p> <p>作業者に実施した教育、訓練の内容は記録し、学習を積み重ねていきましょう。</p>

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
20-1	作業者の手洗いの不徹底により食品事故が発生。	作業者への教育、訓練の計画を立案する。 食品安全を理解した者により、作業者に衛生管理の教育を実施する。
20-2	機械操作手順の訓練不足により労働災害が発生。	作業者への教育、訓練の計画を立案する。 機械操作に熟練し、安全な操作を理解した者による作業者への訓練を実施する。
20-3	外国人技能実習生に十分な教育ができておらず、検品不良による異物混入事故が発生。	理解できる言語、図等による教育を実施する。 十分に理解できたか通訳等を介して確認する。

C. 関係する法令等

<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号） ・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）
--